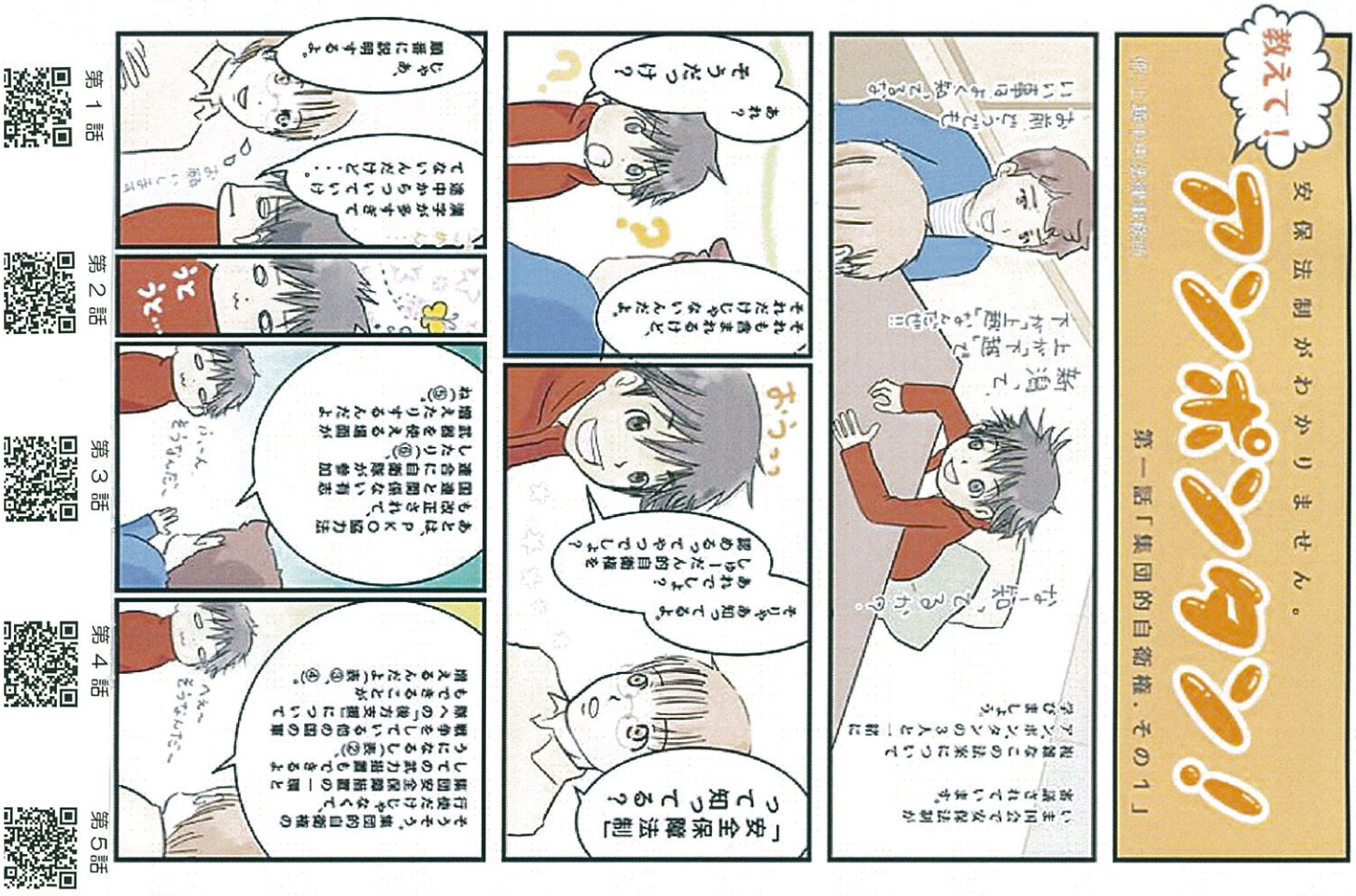

紛争時	武力行使 →戦争そのもの	①武力攻撃事態 →個別的自衛権の行使		
		②存立危機事態 （事態対処法）		
		国連決議なし →集団的自衛権の行使	国連決議あり →集団安全保障措置の一環としての武力措置への参加	
	後方支援 →他国の武力行使と一体化	③重要影響事態 （重要影響事態安全確保法） →後方支援活動		④国際平和共同対処事態 （国際平和支援法） →協力支援活動
平時	武器使用権限の拡大等 →武器使用の応酬から武力紛争に発展するおそれ	⑤自衛隊法の改正 →在外邦人の救出のための武器使用 外国軍の武器等防護のための武器使用		⑥国際平和協力法 →駆けつけ警護のための武器使用 治安維持活動のための武器使用
		日本への影響を考慮する		日本への影響は考慮しない

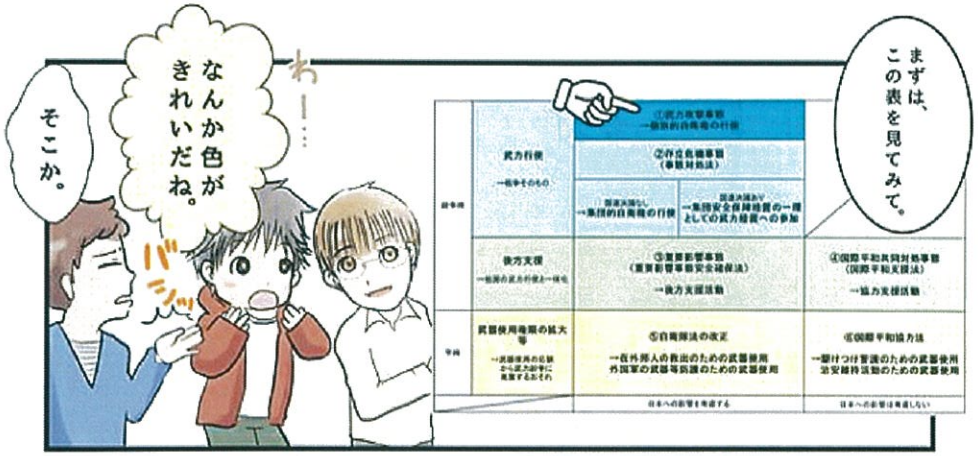

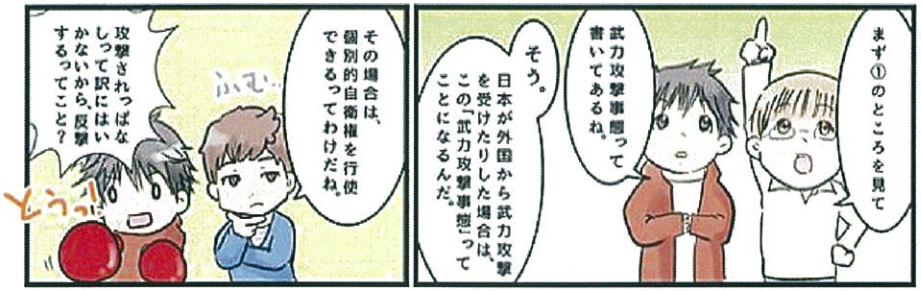

一言で言えば憲法9条があるからだね。9条2項には、戦力を保持しないって書いてある。
でも、日本が攻撃された場合に国民を守れないのでは困るということで、「自衛のための必要最小限の実力組織」なら持ってもいいんじゃないかと考えられてきたんだ。
「自衛のための必要最小限の実力組織」だから、日本が攻撃された場合に、それを排除するためにしか、武力を行使できないとされてきたんだ。

おしまい。

これは、例外的に許容されている個別的自衛権だよ。
左側の四角が後方支援。他国の武力行使と一体化すると、後方支援も武力行使にあたって、ゆるされないけれど、一体化しない場合には、武力行使にはあたらず、許されるとされてきた。

右側の四角が武器の使用ってことか。

そうだね。武器の使用は国家の意思に基づいてなされる場合武力の行使にあたるけれど、正当防衛など個人の判断でなされる場合には例外的に武力行使にあたらず許されるとされてきたんだ。

それが、こういう風に変わるよ。

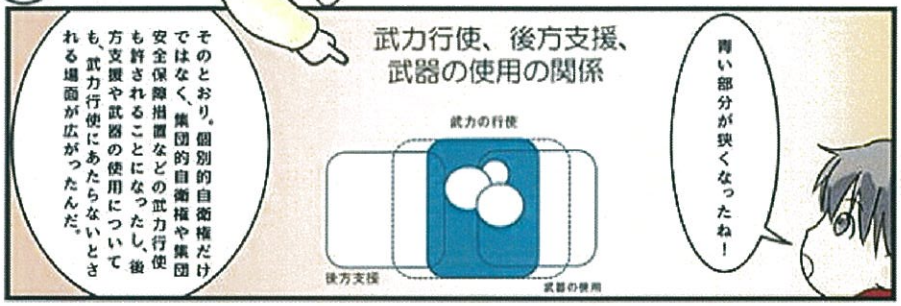

青い部分が狭くなったね！

そのとおり。個別的自衛権だけではなく、集団的自衛権や集団安全保障措置などの武力行使も許されることになったし、後方支援や武器の使用についても、武力行使にあたらないとされる場面が広がったんだ。

なるほど。でも、「よくわからない」っていう人がほんとに多いし、いつまでに成立させるかを先に決めるような乱暴なやり方はしないでちゃんと議論して欲しいよね。

そうだね。特に、憲法違反の法律をつくるというのは、憲法尊重擁護義務に照らして問題があるから、この点を曖昧にしてはいけないと思うよ。

難しい話がたくさんあったけど、今回1つだけ分かったことがあるよ。

どういうこと？

自衛隊の人が、人を殺したり、殺されたりすることになるんだなっていうこと。
これまでは、日本が攻撃された場合の90の選択だったと思うんだよね。

苦渋ね。

集団的自衛権の行使が可能に

でも、②の「存立危機事態」に該当する場合には、日本が攻撃されていなくても、集団的自衛権の行使、つまり武力行使ができるようになるんだ。

えー

集団的自衛権って、日本が攻撃されたときの話じゃないんだ。

自衛っていう言葉が入っているから、誤解しやすいけれど、そうなんだよ。

へえ～。ところで、ソンリツキキジタイってどういうこと？

キキ？

ウキキ！

「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合のことだよ。

よくそんなの覚えられるね。

こっちは聞いてるだけでクラクラくしてきちゃうよ。

クラクラ…

日本が攻撃された場合に四敵する事態と説明されたりもするけれど、ほんとにそういう場合に限定されるのか疑問だという声もあるよ。

どういうこと？

限定された集団的自衛権？

例えば、ホルムズ海峡に機雷が敷設された場合にも、この存立危機事態に該当するから、集団的自衛権を行使して、機雷を除去する活動に加わることもありうると説明されているんだ。

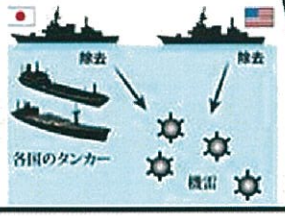

（画像は毎日新聞より引用）

ホルムズ海峡ってどこにあるの？

（画像は朝日新聞デジタルより引用）

中東だね。ペルシア湾とオマーン湾の間にある海峡だよ。

ふむふむ…

そこに機雷がまかれるとどうして日本が攻撃された場合に四敵する事態になるの？

日本に石油を運ぶタンカーの8割はここを通る。機雷がまかれるとタンカーが通れなくなって、石油が入ってこなくなるから、存立危機事態に該当するというのが政府の説明なんだ。

実際そんなにやばいことなの？

石油タンカー
Danger!

石油備蓄法という法律があって、国は90日分の石油を備蓄しなければいけないことになっているんだ。このほかに、民間でも相当量の備蓄をしているよ。

日本は資源が乏しいからそれなりの備えはしてるってことだね。この備蓄がなくなるまでの間に外交交渉などで石油を確保するというのが、これまでの日本政府のスタンスだよ。

いままではそれでやってこられたってことか。そんな場合でも、日本が攻撃された場合に四敵するっていうのは大げさ過ぎる感じがするね。

集団的自衛権を行使することによるリスク

そうだね。逆に、掃海活動に加われるようになれば解決できるのかという問題もある。

どういうこと？

機雷をまくのも武力の行使だから、もう紛争状態に入っているってことなんだよね。仮に機雷を除去できたとしても、紛争地帯にある狭い海峡を、石油を積んだタンカーが通れるのかという根本的な疑問がある。

確かに、それは危なすぎるね。

武器の防護って、具体的にはどういうこと？

日本の周辺で警戒監視活動をしている米軍艦を自衛隊の護衛艦が守るというようなケースだね。

これに対しては護衛中の米軍艦が攻撃されれば武器を使って応戦する訳で、集団的自衛権とほとんど変わらないという批判がされているよ。

そうすると、これも危険が大きいし、憲法に違反するんじゃないかってことも問題になるね。

終わりに

これで、説明は一通り終わりだね。

どうだった？

武力の行使と、後方支援と、武器の使用という3つの概念の関係がわかりにくいね。

後方支援も、武器の使用も、日本独自の概念だからね。

図で示すとこんな感じになるよ。

青色の部分が武力の行使で、憲法9条で禁止されている。

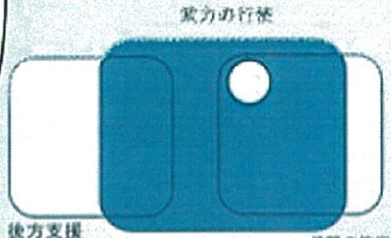

武力行使、後方支援、武器の使用の関係

真ん中の白い丸は何？

「自衛隊の機関紙」とも言われる「朝雲」が、国会での議論について「現行法を改正すれば、人質救出作戦は可能であるかのような内容だ。国民に誤解を与える。」と批判するコラムを載せたことが話題になったね。

軍隊が出て行ったら人質にとっても逆に危ないという指摘もあるね。

イラクで人質になった高遠菜穂子さんは、「あのとき自衛隊が助けにきたらどうなったと思いますか」と聞かれて、「私たちは多分殺されていたと思う」と答えているよ。

人質になっちゃった人を助けることはできないってこと？

高遠さんは「私たちがそうだったように、軍事力ではなく交渉力で解決する以外にない」と言っているね。

地元の有力者とか、中立性が高い国際機関に仲介してもらい、交渉で解決を図ることが重要なんだ。実際、アフガニスタンで発生したNGO職員の誘拐事件はほとんどのケースでこのような交渉によって解決しているよ。

う～ん。なんだか安易な発想で、現実離れしたことをしようとしている感じがするね。

外国軍隊の武器等防護

現行法では、自衛隊の武器等を防護することが認められている。これを改正して、他国軍の武器等の防護もできるようにするんだ。

それに、まいた機雷が除去されるのをイランが指をくわえてみているはずはないから、掃海活動にはかなりの危険を伴うんだ。機雷を除去するためには、事前に戦闘機や潜水艇等の戦力を奪っておかないといけないから、イランとの間で激しい戦闘になることが前提だよ。

機雷の除去も武力行使にあたるから、掃海活動に加われば、日本は中立国ではなく紛争の当事国になる。つまり戦争に参加するということだから、日本本土が攻められたり、国内でテロが起きるリスクも高くなると言われているんだ。

イランをめぐる核協議で、今年4月に「枠組み合意」が成立したんだ。イランが機雷を敷設するような事態にはならないのではないかということも言われているよ。

難しい話をまとめて聞いたから半分くらいしか頭に入ってきていない感じだけど、とにかく大変なことになりそうだったことだけはわかったよ。今日はこのくらいで、続きはまた今度頼むよ。

つづく…

教えて！

安保法制がわかりません。

アンポンタン！

作：上越中央法律事務所

第二話「集団的自衛権．その２」

教えて！

安保法制がわかりません。

アンポンタン！

作：上越中央法律事務所

第五話「自衛隊法改正」

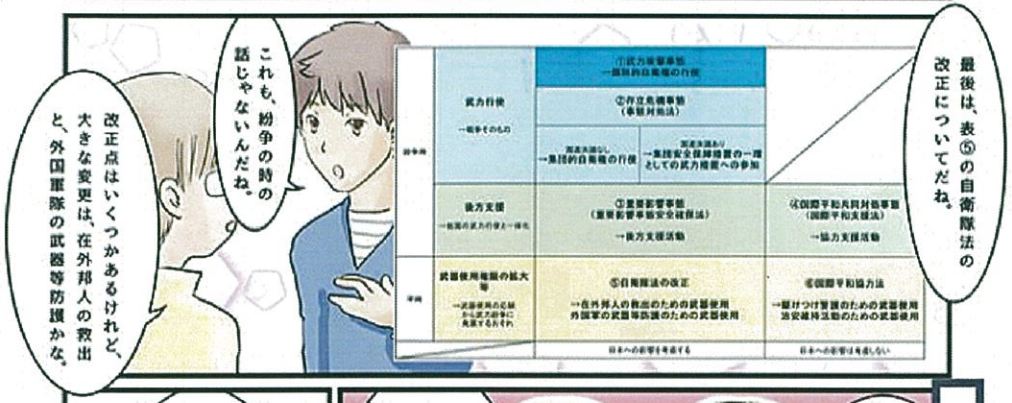

う～ん。結局どうしたらいいんだろう？

PKOをどうするか、PKOに日本がどう関わるかというのは難しい問題だよね。さっき国連PKOが武力行使を容認する方向にシフトしたという話をしたけれど、その変更は必ずしも成功していないんだ。

武力を行使するっていうことは、新しく敵を作り出すっていうことになるもんね。

アフガニスタン戦争、イラク戦争によって、「イスラム国」がつくられてしまったのは武力行使による負の連鎖を象徴的に示しているね。

そうだね。だから、「平和構築」における非軍事活動の重要性が再認識されていて、自衛隊の活動も高く評価されるようになっているんだよ。

いま南スーダンPKOで、日本の自衛隊が道路補修に携わっているけれど、これは国連の潘基文（パンギムン）事務総長がわざわざ来日して要請したことを受けて派遣したものなんだ。

日本の特徴を活かした日本なりの関わり方をしていく必要があるんじゃないかな。

コムギパンさんは日本の技術を信頼してるってことか。

コムギパンじゃなくてパンギムンだよ。怒られるぞ！

ぐぅ～

パンの話をしてたらお腹すいてきちゃった。続きはまた今度だね。

またこのパターンか…

つづく…

その通り。日本と密接な関係にある国が攻撃された場合に、その国と一緒に反撃するというのが集団的自衛権の行使だよね。

大丈夫かー

敵

日本

OH-!

ホーフクだー!

やべ、

そうか！日本が攻撃されたときの話じゃないから、日本に対する攻撃を思いとどまらせることにはならないっていうことか。

そうだね。日本の抑止力につながるのは、日本の個別的自衛権と、アメリカの集団的自衛権であって、日本の集団的自衛権は直接関係ないんだよ。

なるほどね～

集団的自衛権の行使を可能にすることでアメリカとの信用関係が強まって間接的に抑止力強化につながるという話もあるけど、

日本がアメリカの戦争に巻き込まれてしまうリスクの方が高くなるんじゃないかと言われているよ。

ふ～ん。よくわからないけど、目がよくなる訳じゃないのか。

なんだー

ぜんぜん違うヨ

ねえねえ!!

ジビンショー始まるよー!

KONPEITOU☆

コンペイトウがヨット競技で滑稽な慈善ショーを認めさせたって聞いたけど？

ヨット？コンペイトウ？

はっ!!

公明党が与党協議で、例外なく国会の事前承認を認めさせたっていう話かな？

ミラクル！間違える方も、見抜く方も、どっちもすごい才能で、嫉妬するわ！

キラーン!!

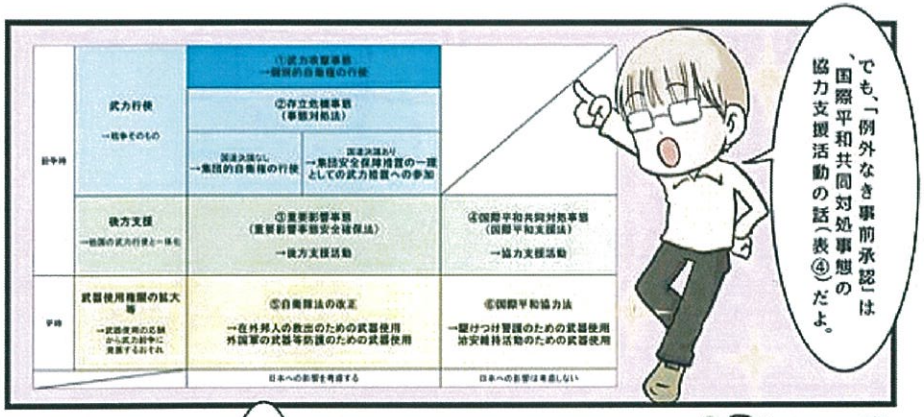
でも、「例外なき事前承認」は、国際平和共同対処事態の協力支援活動の話（表④）だよ。
①武力攻撃事態
→個別的自衛権の行使
武力行使
→戦争そのもの
②存立危機事態
（事態対処法）
国連決議なし
→集団的自衛権の行使
国連決議あり
→集団安全保障措置の一環としての武力制裁への参加
後方支援
→他国の武力行使と一体化
③重要影響事態
（重要影響事態安全確保法）
→後方支援活動
④国際平和共同対処事態
（国際平和支援法）
→協力支援活動
武器使用権限の拡大等
→武器使用の区別から武力紛争に発展するおそれ
⑤自衛隊法の改正
→在外邦人の救出のための武器使用
外国軍の武器等防護のための武器使用
⑥国際平和協力法
→駆けつけ警護のための武器使用
治安維持活動のための武器使用
日本への影響を考慮する
日本への影響は考慮しない

あ～、そうか！
ニュースで「例外なき事前承認」って言ってたから、必ず国会が事前に承認するのかと思ってたけど、集団的自衛権とか（表②）、重要影響事態の後方支援（表③）には、事後承認の余地が残されているんだね。

そのとおり
それと、国会が事前に承認すればそれでいいということではないよ。
あれー？
どういうこと？

どうしてこれまで集団的自衛権は行使できないとされてきたんだっけ？
そうか
憲法に違反するからだ！

そう。
日本が攻撃されていないのに武力行使できるというのは、戦力をもたないと定めた憲法の規定からは絶対に説明できない話だよ。

憲法に違反しているのに、国会が事前に承認すればいいっていうのはおかしいね。
憲法は、権力が濫用しないように縛りをかけることで、国民の人権や自由を保障するためのものなんだ。

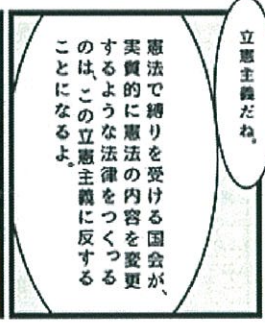
立憲主義だね。
憲法で縛りを受ける国会が、実質的に憲法の内容を変更するような法律をつくるのは、この立憲主義に反することになるよ。

なんだー…
そうかぁ。ヨット競技でチャリティショーは見られないのかぁ。
本当にわかってんのかな…

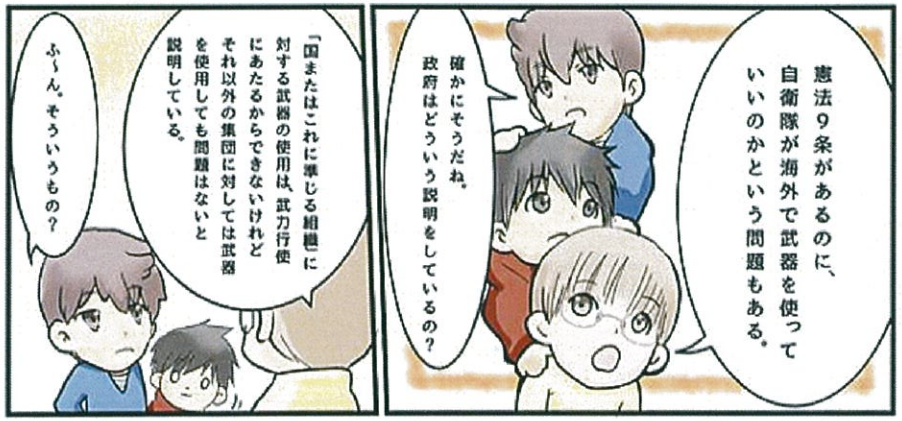
憲法9条があるのに、自衛隊が海外で武器を使っていいのかという問題もある。
確かにそうだね。政府はどういう説明をしているの？
「国またはこれに準じる組織」に対する武器の使用は、武力行使にあたるからできないけれどそれ以外の集団に対しては武器を使用しても問題はないと説明している。
ふ～ん。そういうもの？

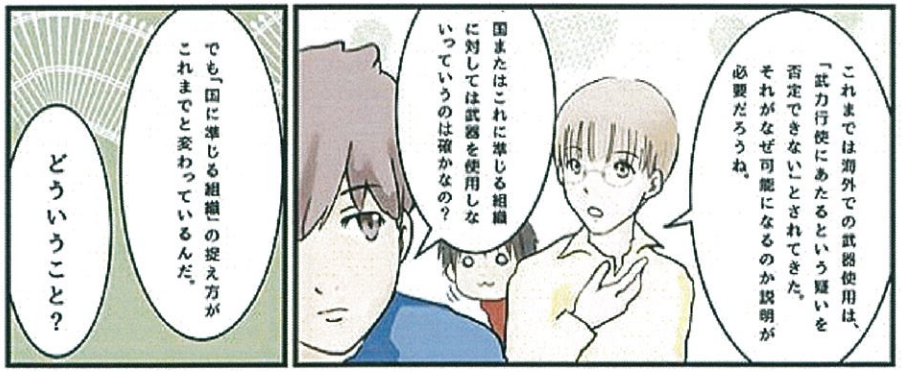
これまでは海外での武器使用は、「武力行使にあたるという疑いを否定できない」とされてきた。それがなぜ可能になるのか説明が必要だろうね。
国またはこれに準じる組織に対しては武器を使用しないっていうのは確かなの？
でも「国に準じる組織」の捉え方がこれまでと変わっているんだ。
どういうこと？

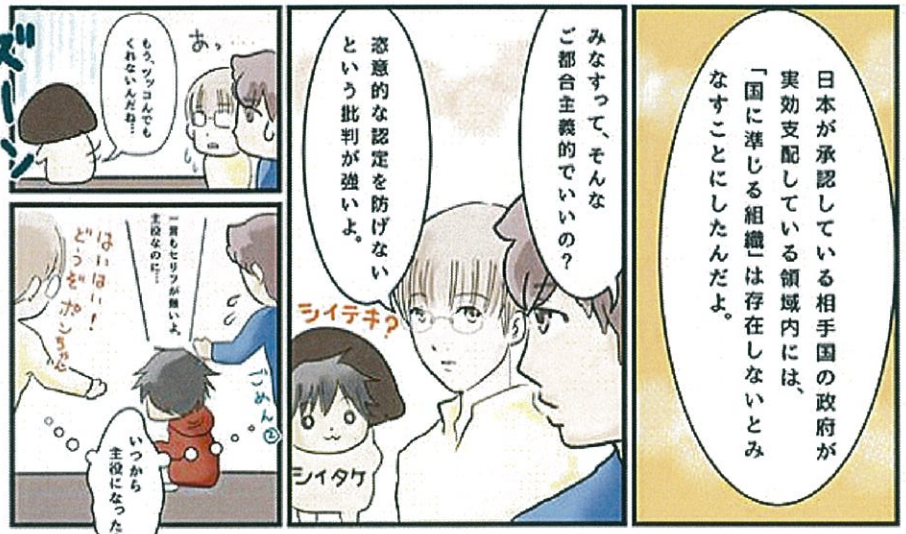
日本が承認している相手国の政府が実効支配している領域内には、「国に準じる組織」は存在しないとみなすことにしたんだよ。
みなすって、そんなご都合主義的でいいの？
恣意的な認定を防げないという批判が強いよ。
シイテキ？
シイタケ
ズーン
あ…
もう、ツッコんでもくれないんだね…
一言もセリフが無いよ、主役なのに…
はいはい！どうぞかんちゃ
ごめん
いつから主役になった？

そうだね、紛争が終わった後に、インフラを整備したり、給水活動をしたりして、復興を支援し平和を「維持」するための活動なんだ。

そのPKOの性質が変わったの？

停戦の合意が破棄されて紛争が再燃したり、大規模な虐殺が行われたりすることもあって、住民を保護するために軍事的な介入をせざるを得ないこともでてきたんだ。

じゃあ、日本の関わり方もそれにあわせて変更した方がいいんじゃない？治安維持活動ってさ、自衛隊が現地でパトロールとかして、悪い奴がいたら戦ってやっつけるんでしょ？かっこいいよな。

そんなに単純な話ではないよ。紛争現場では、住民、反政府グループ、政府系の民兵が混在していて、誰が敵で誰が味方かを見極めること自体が難しいんだ。自爆テロとか、武装集団の襲撃とかが繰り返し起こるような状態だから危険と隣り合わせなんだよ。

さっきのISAFの活動でも、NATO軍に3500人の死者がでているし、イラク戦争でも、米兵の犠牲者は、本格的な戦闘のときより駐留活動中の方が多いんだ。

事例5 国連PKO要員らへの駆け付け警護

（画像は朝日新聞デジタルから引用）

駆けつけ警護は、武装集団に襲われている他国の軍隊とかNGOを助けに行くんだよね？そのために武器を使うんだから、相手も応戦して本格的な戦闘になる可能性はすごく高いね。

そうだね。自衛隊員に死傷者が出るのは、ほとんど確実だと思うよ。それと、現地で活動するNGOは、自衛隊がそういう活動をすることに反対している。

えっ、そうなの！

紛争地域では、中立性の確保がもっとも重要で軍と関係があるとみなされると、攻撃を受けるリスクが高まってしまうからなんだ。

現地のNGOが反対しているのに、やるっていうのは不思議な話だね。

集団的自衛権の行使は、憲法違反、立憲主義違反になるだけじゃなくて、国際法にも違反するおそれが大きいんだ。

言葉の意味はよくわからないけど、とにかくすごくやばそうだね。

ちょっと黙っててくれるかな。

キリッ!!

安倍総理は、例えばアメリカが先制攻撃をして、それに対する反撃を受けた場合でも、集団的自衛権を行使する可能性があるって言ってるんだよ。

先制攻撃っていうのは国際法違反じゃないの？

そのとおり。

武力の行使は、国際法上も原則として違法だよ。例外は、①集団安全保障措置の一環として武力措置をする場合、②個別的自衛権を行使する場合、③集団的自衛権を行使する場合の、3つだけなんだ。

先制攻撃は、①～③のどれにも当てはまらないから、国際法違反になるっていうことだね。

うーん。

そうだね。国連決議に照らすと、先制攻撃は、侵略行為に該当することになるんだよ。

先制攻撃が侵略ってことは、その国と一緒に武力攻撃すれば、侵略に荷担するってことになっちゃうね。これはほんとにやばい！

ほんと。気づけばすっかり新緑の季節だよね。

ヤバーイ

だからもうちょっと黙っててくれないかな。

てへぺろ

う～ん。強使ったら疲れちゃったから、続きはまた今度お願い。

教えて！

安保法制がわかりません。

アンポンタン！

作：上越中央法律事務所

第三話「後方支援」

安保法制がわかりません。

教えて！アンポンタン！

作：上越中央法律事務所

第四話「PKO法改正」

今日は表⑥のPKO協力法の改正の話だね。

集団的自衛権とか後方支援は紛争が起こっているときの話だったけれど、今日の話は紛争が一応終わった後（平時）の話だね。

紛争時	武力行使 →戦争そのもの	①武力攻撃事態 →個別的自衛権の行使	
		②存立危機事態（事態対処法） 国連決議なし →集団的自衛権の行使 国連決議あり →集団安全保障措置の一環としての武力措置への参加	
	後方支援 →他国の武力行使と一体化	③重要影響事態（重要影響事態安全確保法） →後方支援活動	④国際平和共同対処事態（国際平和支援法） →協力支援活動
平時	武器使用権限の拡大等 →武器使用の名目から武力紛争に発展するおそれ	⑤自衛隊法の改正 →在外邦人の救出のための武器使用 外国軍の武器等防護のための武器使用	⑥国際平和協力法 →駆けつけ警護のための武器使用 治安維持活動のための武器使用
		日本への影響を考慮する	日本への影響は考慮しない

国連PKOだけじゃなくて国連が統轄しない活動にも参加できるようになるよ（表1）。

	現行法		改正法により加わるもの
Ⅰ 参加する対象	国連PKO	＋	国際連携平和安全活動
Ⅱ 自衛隊の任務	道路・橋の補修 建物の建設等	＋	治安維持活動 駆けつけ警護
Ⅲ 武器使用の基準	正当防衛・緊急避難 武器等を防護する場合	＋	任務遂行のための武器使用

国連が統括しない活動って、どういうもの？

最近の例で言えば、ISAF（国際治安支援部隊）があるね。

挨拶はやっぱり基本だよね。

アイサツじゃなくてアイサフだよ。

ISAFって聞いたことはあるけどよくわかんないな。

テロ特措法（アフガニスタン戦争）とか、イラク特措法（イラク戦争）とかだね。

そのとおり。でも、今回はいつでも自衛隊を派遣できるようにするために、恒久的な法律（表④国際平和支援法）をつくろうとしているよ。

硬球はあたると痛いよね。ほんと。

いい加減、野球から頭を切り換えて！

うへぇ～

でも、恒久法を作ればすぐに対応できるからいいんじゃないの？

必ずしもそうとは言えない。派遣の必要性や、法的な根拠等について慎重に議論・検討しないと、違法な戦争に加担することになりかねないと言われているよ。

イラク戦争なんかは、完全に先制攻撃だし、口実にされていた大量破壊兵器もなかったから、国際法違反は明らかだもんね。

イラク戦争のときには、小泉総理が、いち早くアメリカの選択を支持したこともあって議論が十分に尽くされなかったよね。

周辺事態法を改正して、地理的な限定をなくすっていう話もあるよね？

そうだね。法律の名も変わって、重要影響事態安全確保法になるんだ（表③）。

国際平和支援法（表④）と重要影響事態法（表③）はどういう関係になるの？

どちらの法律でも自衛隊がやる内容はほとんど変わりがないよ。

じゃあ、2つもある意味はないんじゃないの？

そうとも言えるかな。
ただ、2つの法律では要件が違っているんだ。
どういうこと？

国際平和支援法では、事前の国会承認と「関連する国連決議」が要件になっているけど、
重要影響事態法では、国会承認は事後でもよく、国連決議は不要になんだ。

要件が緩い重要影響事態法があると、国際平和支援法が要件を厳しくしている意味がないんじゃない？

重要影響事態法では一応、日本に対する影響を考慮することになっているけど、
国際平和支援法では日本に対する影響は考慮する必要がないんだ。

イチロー？
似てる？
知らんわ!!
「一応」だよ「一応」。
その留保はどういうこと？

「日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」という要件は抽象的すぎるから歯止めになるか疑問だね。

じゃあ、やっぱり国際平和支援法の方が要件は厳しいの？

そう言ってもいいかな。
ただ、秘密保護法があるから情報が隠されて国会の承認は形式的になるだろうね。
それに「関連する」国連決議でいいなら、湾岸戦争に関する国連決議を根拠にイラクに自衛隊を派遣したようなことが繰り返されるかも知れないね。

どっちもあんまり要件が厳しくないんだね。

これまでと違って、戦闘地域でも自衛隊が活動できるようになるんだよね。

そうだね。
これまでは、非戦闘地域でないと活動できなかったんだけど、
改正後は「現に戦闘が行われていない」地域であれば活動できることになるんだ。

従来	現に戦闘行為が行われていない
	＋ そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる
閣議決定による変更	現に戦闘行為が行われていない
	✕ そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる

活動中に戦闘行為が行われる可能性があっても活動できるってことが。
そんなの危ないんじゃない？

そうだね。
しかも、戦闘現場になっても捜索・救助活動なら継続できるとされているよ。

それに「後方支援」の内容もかなり変わって、弾薬を提供したり、発進準備中の戦闘機への給油もできるようになるんだ。

え～！
絶対危ないでしょ！

もともと戦闘部隊より、兵站部隊の方が攻撃されやすいんだ。
現にアフガニスタン戦争でも兵站に従事したNATO軍に1000人以上の犠牲がでているよ。

でもこれまでは自衛隊員に戦闘による犠牲者はでていないんじゃなかったっけ？

自衛隊が後方支援を行う場合、武力行使はしないということをアピールして、砂漠でもあえて目立つ迷彩服を着ていたんだよ。

そうなんだ！
でも戦闘地域で弾薬を提供するようになったら絶対に狙われるよね。

自衛隊員に犠牲者がでるのは確実だろうね。

自衛隊は、戦闘行為の一部を担うようになるんだね。

「後方支援」「協力支援」という言葉からイメージされることとは全然違うね。